

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：日本農林規格等に関する法律

規制の名称：農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う登録試験業者制度の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

評価実施時期：令和5年1月～令和5年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時点では、我が国産品の品質・技術の優位性を客観的に比較できる環境を整備し、その強みを海外市場を含めた取引において効果的に訴求できる制度を創設することが求められていた。

こうした背景のもと、平成29年の農林物資の規格化等に関する法律（現在の題名は日本農林規格等に関する法律。以下「JAS法」という。）の改正により、日本農林規格の制定対象が農林水産物・食品に関する試験等の方法にも拡大され、試験方法の日本農林規格（以下「試験方法JAS」という。）を制定することが可能となるとともに、農林水産大臣が試験方法JAS等の日本農林規格に基づく試験・測定を実施するのに十分な力量・体制を有する試験業者を登録試験業者として登録する制度（以下「登録試験業者制度」という。）が措置された。

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大については、「食料・農業・農村基本計画」（2020年3月閣議決定）等において農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする新たな目標が設定され、一層の取組が求められているところであり、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に向け、我が国産品の優位性を客観的に示す手段として、登録試験業者制度の重要性は変わっていない。また、事前評価時には想定していなかった影響は発現していない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時は、当該措置を講じなかった場合のベースラインとして、日本農林規格による試験等を実施することができる者を農林水産大臣が認める制度を設けないこと、併せて、日本農林規格による試験等について、民間での活用を促す措置を行わないことと設定していた。

当該制度を設けなかった場合、十分な力量・体制を有する登録試験業者が試験方法JASに基づいて試験を行い、試験証明書を発行したことを客観的に認定する制度を欠くこととなる。この場合、仮に試験方法JASを制定しても、試験業者が試験方法JASに基づいて試験を実施したか客観的に明らかにすることができず、信頼性も担保されないため、「我が国の農林水産物・食品の優位性を客観的に示し、海外製品との競合が生じるなどした場合に効果的に対応する」という試験方法JASを制定した目的そのものを達成できなくなる。

また、当該制度について活用を促す措置を講じなかった場合、事業者が試験方法JASに基づいた結果により製品の優位性を消費者に訴求しようとしても、民間での活用状況が不十分な中では、製品の優位性に対する信頼性を十分に訴求することができなくなる。

現在もこのベースラインに変化は生じていない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

前述のとおり、農林水産物・食品の輸出額の新たな目標が設定されている中、現在も、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に向け、我が国産品の優位性を客観的に示す手段として、登録試験業者制度の重要性は変わらず高いままである。むしろ、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年12月5日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部改訂。以下「輸出拡大実行戦略」という。）などにおいて、日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するJAS等の戦略的な国際標準化に取り組む体制を強化することとされている中、当該規制の重要性は規制の制定時より高まっているといえる。したがって、本規制は引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

通常、試験業務を行う事業者がJAS法に基づく登録試験業者になるにあたり、設備条件等を満たすための追加の設備投資は必要ないと考えられる。

登録試験業者の登録を受けるためには、農林水産大臣に登録申請書を提出するとともに、JAS法施行令に定める登録手数料 85,700 円及び登録免許税法に定める登録免許税 90,000 円を納付する必要がある。試験業者が登録申請に必要な書類の準備及び提出には、合計約 23 時間、担当者 2 名を要すると想定されることから、試験業者の担当者の人件費単価を 3,100 円/時間（令和 2 年分民間給与実態統計調査及び令和 3 年度労働統計要覧を基準）とすると、申請書の作成にかかる費用として $3,100 \text{ 円/時間} \times 23 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} = \text{約 } 14 \text{ 万円}$ が見込まれる。

登録試験業者として登録された実績はこれまでに 1 者となっていることから、当該規制により生じた遵守費用は、5 年間で約 32 万円となる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

試験業者の登録に要する行政費用として、試験業者から登録の申請があった際に行う書類審査及び実地調査に係る費用が発生する。書類審査及び実地調査には、合計約 16 時間、担当者 2 名を要することから、行政機関の職員の人件費単価を 3,000 円/時間（令和 2 年国家公務員給与等実態調査及び令和 3 年度労働統計要覧を基準）とすると、 $3,000 \text{ 円/時間} \times 16 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} = \text{約 } 9.6 \text{ 万円}$ の費用が発生すると考えられる。

このほか、登録試験業者が試験証明書等に付すことができる試験方法 JAS マークの不正使用への対処に係る費用が考えられるが、これについては、形状が共通している一般 JAS マークを対象とした国内外における商標登録及び不正使用の防止の取組によって対処が可能であるため、追加的な費用は生じていない。

また、登録試験業者制度の周知としては、JAS 制度の説明会等の機会や試験機関へのヒア

リング及び打合せの機会に行ったほか、研究者や試験機関が集まるイベント（アグリビジネス創出フェア等）においてチラシの配布などによってPRを行ってきた。いずれも、通常業務の中で行ってきたため、追加的な行政費用は発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価においては、試験方法JASマークの付いた試験証明書が発行されることにより、試験等の信頼性・客観性が担保され、海外市場を含めた取引において、事業者が効果的に製品の優位性を訴求できるとともに、需要者の当該商品に対する信頼の確保、適正な評価が図られ、我が国農林水産物・食品の国際競争力の強化に資するという便益を見込んでいたが、当該規制を措置して以降、これまでに登録試験業者として登録された者は1者で、試験証明書の発行実績はない状況にとどまっている。

昭和25年の農林物資規格法の制定によりJAS制度がスタートし、食品業界を中心に活用され普及してきたことと比較して、登録試験業者制度は平成29年にスタートして以降、現在農林水産・食品産業への認知度を向上させている途上である。このため現状では、登録試験業者制度の認知度が十分でないため、農林水産・食品事業者にとっては、試験方法JASマークの付いた試験証明書を発行する優位性を実感しにくい状況にあると考えられる。

平成29年以降、これまでに試験方法JASは7規格が制定に至ったところであるが、今後も日本の農林水産物・食品の差別化に資するよう、多様な製品・成分の試験方法の規格化を進めていくこととしている。また、試験方法JASの内容が、国際標準化機構（ISO）が定める国際規格として採用され、海外での規格の活用が進むよう、現在ISOへの提案を進めているところである。

これらの取組により、試験方法JASの活用場面が増えるとともに認知度が高まり、製品の優位性を訴求するツールとして事業者の需要が増えることで、登録試験業者の登録件数も増えていくことが見込まれる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥に述べたとおり、当該規制を措置して以降、これまでに登録試験業者として登録された者は1者で、試験証明書の発行実績はない状況にとどまっている。

しかしながら、今後多様な試験方法JASの制定や、試験方法JASの国際標準化の取組等を進めるとともに、登録試験業者制度の認知度を高めていくことで、登録件数や試験証明書の発行実績も増えていくと見込まれる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

登録試験業者制度の措置とあわせて日本農林規格の制定対象が農林水産物・食品に関する試験にも拡大したことにより、これまでの5年間に、生鮮食品に含まれる機能性成分の含有量の試験方法や、魚類の鮮度評価方法など、7件の試験方法JASが制定されている。

これらの試験方法JASは、機能性表示食品の届出に利用可能な試験方法として紹介されるとともに、民間企業の新規分析法の開発にあたって公的な試験方法として参照利用されるなどの活用がなされている。なお、事前評価時に意図していなかった負の影響は生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

現時点では、本措置により登録試験業者として登録されたのは1者であり、遵守費用として登録申請に係る費用約32万円、行政費用として審査に係る費用約9.6万円が生じている。登録試験業者による試験証明書の発行実績はなく、本措置による効果（便益）の定量化は困難であるが、例えば、べにふうき緑茶中のメチル化カテキン（花粉などによる目鼻の不快感を軽減させることが報告されている。）の定量方法や、うんしゅうみかん中のβ-クリプトキサンチン（骨の健康維持に役立つことが報告されている。）の定量方法等の試験方法JASがこれまでに7件

制定され、民間企業等において公的な試験方法として活用されているところである。

また、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等複数の政府戦略において、日本の規格の国際標準化の推進が標榜されているところ、日本農林規格による試験等により、我が国産品の優位性を訴求することの重要性は高まっている。

2022年の農林水産物・食品の輸出額は、緑茶は約219億円（前年比約7.2%増）、かんきつは約12.7億円（同約15.5%増）となっており、いずれの品目も、輸出拡大実行戦略の輸出重点品目として、より一層の輸出拡大に向けた取組を進めていくところ。機能性成分を含む食品は、近年ASEAN地域においても関心が高まっているところであり、試験方法JASによって信頼性の担保された試験方法を提供することにより、付加価値のある食品の輸出に寄与することが期待される。

試験方法JASマークの付いた試験証明書を発行できるのは登録試験業者に限られるが、この規制は、十分な力量・体制をもった試験業者を農水省が登録・監督することを通じて、JASマークの信頼性を担保する上で必要な規制である。このため、引き続き登録試験業者制度の認知度向上を図りながら、当該規制を維持することが適当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

政策の名称	農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う登録試験業者制度の創設	
担当部局	農林水産省 食料産業局 食品製造課 電話番号： 03-6744-2098	
評価実施時期	平成29年 1月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的</p> <p>我が国産品の品質・技術の優位性を客観的に比較できる環境を整備し、その強みを海外市場含めた取引において効果的に訴求することにより、農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。</p> <p>規制の内容</p> <p>日本農林規格の制定範囲に試験等の方法についての基準を追加することに伴い、農林水産大臣が、日本農林規格による試験等を実施することができる者を登録試験業者として登録する制度（以下「登録試験業者制度」という。）を設ける。また、登録試験業者が、日本農林規格による試験等を行った場合に限り、登録標章を付した証明書を交付することができることとする。</p> <p>規制の必要性</p> <p>登録制度を設け、登録試験業者に限り、登録標章を付した証明書を交付することができることとすることで、登録試験業者の実施する日本農林規格による試験等についての信頼性・客観性を担保する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	日本農林規格等に関する法律第4章（日本農林規格による試験等）
想定される代替案	<p>【代替案1】登録試験業者制度を設けず、日本農林規格による試験等を実施することができる者について、農林水産大臣が指定する。</p> <p>【代替案2】登録試験業者制度を設けず、関係者間で日本農林規格の自主的な活用を促す。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録試験業者の登録・更新を受けるため、農林水産大臣に対する申請手続に要する費用 ○ 登録基準（施設条件等）を満たすために必要な費用 	<p>【代替案1】 特になし</p> <p>【代替案2】 関係者間で遵守するためのルール作り（ガイドライン等）等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上のルール（施設条件等）を遵守するために必要な費用
(行政費用)	<p>登録標章の不正使用への対処に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録試験業者制度の周知に要する費用 	<p>【代替案1】 日本農林規格による試験等を実施することができる試験業者の指定に要する費用（申請を審査するのではなく、農林水産大臣が自ら調査等を行う必要。） 登録標章の不正使用への対処に要する費用 指定制度の内容の周知に要する費用</p> <p>【代替案2】 試験等の内容の周知に要する費用</p>

	(その他の社会的費用)	○ 事業者が、登録試験業者へ日本農林規格による試験等の依頼に要する費用	【代替案1】 ○ 事業者が、試験業者へ日本農林規格による試験等の依頼に要する費用 【代替案2】 特になし
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	<p>ベースラインは、「日本農林規格による試験等を実施することができる者を農林水産大臣が認める制度を設けないこと。併せて、日本農林規格による試験等について、民間での活用を促す措置を行わないこと。」となる。</p> <p>これに対し、登録試験業者制度の創設を行った場合、日本農林規格による試験等の結果に対して、登録標章を付した証明書が交付されることとなり、いずれの試験等が日本農林規格の定める方法によって行われたものであるかが明らかとなる。このため、日本農林規格による試験等の信頼性、客観性が担保されることになり、製品の特定成分の含有量や他製品との比較による優位性の訴求など、海外市場含めた取引において、事業者が効果的にその強みを訴求することができるとともに、需要者の当該製品に対する信頼の確保、適正な評価が図られ、国際競争力の強化につながるという便益がある。</p>		<p>【代替案1】 左記と同様。</p> <p>【代替案2】 日本農林規格に定める基準を関係者間で遵守し自主的な表示の適正使用を促すのみでは何ら強制力をもたず、日本農林規格による試験等の結果についての信頼性、客観性が担保されないこととなり、左記のような便益がない。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>< 検討 ></p> <p>試験業者は、登録試験業者の登録の申請を自ら行うので、試験等の実施による収入が、申請に要する費用（遵守費用）を上回ると想定される。</p> <p>また、事業者は、試験等の依頼を自ら行うので、取引における国際競争力の強化という便益は試験等の依頼に要する費用（その他の社会的費用）を上回ると想定される。</p> <p>このほか、登録標章の不正使用への対処に要する行政費用が発生するが、既存制度において、日本農林規格の登録や不正使用の監視に係る仕組みがあるため、大幅な増加は想定されない。</p> <p>【代替案1】 代替案1は、便益は本案と同様である一方で、指定制度をとることで、日本農林規格による試験等を実施することができる者を農林水産大臣自らが確認するため事前調査等が生ずることから、行政費用が本案に比べ増高する。</p> <p>【代替案2】 代替案2は、関係者間の自主的な取組として行われるため、登録の申請に要する費用（遵守費用）、試験等の依頼に要する費用（その他の社会的費用）及び登録標章の不正使用への対処に要する行政費用が発生せず、費用の合計が本案に比べ軽減され则认为るが、結果についての信頼性、客観性が担保されないことから、国際競争力の強化という便益が確保されない。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定）において、日本農林規格の仕組みを活用した日本製品の品質や特色を担保する制度の検討が位置付けられた。さらに、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月25日自由民主党農林・食料戦略調査会等決定）において、「JAS法に基づく制度のあり方を見直す」旨が決定され、これらを受けた「農林水産業・地域の活力創造プ</p>		

	ラン」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「関係法案の次期通常国会提出を検討する」とこととされた。
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	